

「令和8(2026)年度医療機器産業連携創出事業」実施業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和8(2026)年度医療機器産業連携創出事業」実施業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

メディカルクリエーションふくしま 2026 への共同出展を実施し、医療機器メーカー等と県内企業とのマッチングを行い、県内企業の医療機器産業への新規参入の促進及び受注拡大を目的とする。

2 共同出展の概要

(1) 出展展示会

メディカルクリエーションふくしま 2026

(2) 開催時期

令和8(2026)年10月1日(木)、2日(金)（会場搬入・準備9月30日(水)）

(3) 開催場所

ビックパレットふくしま（福島県郡山市南二丁目52番地）

(4) 共同出展社数

最大6社

3 委託業務内容

乙は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) 出展企業事前説明会のサポート

出展企業事前説明会において、提案書の作成手法等についての説明を行う。

(2) 出展企業の提案書の作成指導及び提案手法の指導

展示商談会にて使用する提案書の作成指導及び展示会当日の提案手法に関する指導を各企業2回程度行う。

(3) 開催前説明会のサポート

開催前説明会において、出展企業に対する説明を行う。

(4) マッチング候補企業の招致

出展企業とのマッチングが期待される医療福祉機器関連企業の展示会への招致を行う。

(5) 展示商談会での出展サポート

会期中の出展企業への立会い支援や招致企業とのマッチングを行う。

4 委託契約期間

委託契約締結日から令和8(2026)年10月30日(金)

5 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

6 成果物の提出

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出すること。

7 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。
- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (9) 本業務は、会計実施検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (10) 本業務は、国の地域未来交付金を財源として実施する事業であるため、事業終了後、甲の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。